

別表2 新規輸出品目促進事業 実施計画の評価基準

I 事業実施主体の業種による基準

項目	ポイント
① 農畜水産業者	
・農業経営体、漁業経営体 ※出荷組合等、上記経営体のみで構成するグループを含む	3
② 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合	1
①～②のいずれかが含まれるグループ	
・構成員名簿に記載された者のうち、最も多い者が①の場合	2
・構成員名簿に①または②が含まれている場合	1

II 輸出に資する環境整備の状況による基準

項目	ポイント
事業実施時に輸出に有利な認証取得	
国際水準GAP (GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、ぎふ清流GAP(※1))、ISO22000、 GFSI承認規格 (FSC22000、SQF、JFS-C等)、FAMAへの対応、コーシャ、ハラール、JFS-B、 有機JAS、輸出向けHACCP、海外での知的財産権(種苗登録、商標登録等) 等	
・輸出先国の規制に応じ、認証を1つ以上取得済み	2
・輸出先国の規制に応じるため、事業期間内に認証取得への取組みを開始	1

※ぎふ清流GAPの農場評価(国際水準GAPガイドラインの全項目を遵守していること)及び組織評価を受けること

III 取組み内容に関する基準

項目	ポイント
輸出品目と輸出先国の両方を拡大	2
輸出品目と輸出先国のいずれかを拡大	1

※輸出品目の拡大は、原則HSコードが異なっている品目に取り組み場合を加点対象とする。

IV 目標設定による基準

項目	ポイント
事業実施前年度から目標年度までに、輸出量を15%以上に拡大(皆増を含む)	3
事業実施前年度から目標年度までに、輸出量を10%以上15%未満に拡大	2
事業実施前年度から目標年度までに、輸出量を5%以上10%未満に拡大	1

※輸出量が複数品目ある場合は、その合計量の目標設定により評価する。

V 過去の実績等による基準

項目	ポイント
本事業に初めて取り組む者	4
本事業への取組みが2年目の者	2
以前に新規輸出品目促進事業実施計画を策定している者の目標	
直近の新規輸出品目促進事業実施計画書の年度目標の達成度が80%以上	0
直近の新規輸出品目促進事業実施計画書の年度目標の達成度が40%以上80%未満	-1
直近の新規輸出品目促進事業実施計画書の年度目標の達成度が40%未満	-2
直近の新規輸出品目促進事業実施計画書の年度目標を下げた場合	-2

ただし、目標を達成できない場合や年度目標を下げた理由が、事業実施主体に非がない要因によるものと知事が判断した場合は、ポイントを減点しないものとする。

＜事業実施主体に非がない要因(例)＞

- ・輸出先国・地域の事情により、輸出できなくなった場合
(一時的な施設認定の取り消し、検疫条件や衛生管理等に係る輸出要件の変更、関税の増額等)
- ・現地流通事業者等から一方的に不利な条件を提示された場合
- ・災害等により現在の流通ルートによる輸出が困難となった場合 等